

令和2年9月定例会 総務委員会（付託）

令和2年9月25日（金）

〔委員会の概要 政策創造部関係〕

浪越委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時12分）

これより、政策創造部関係の審査を行います。

政策創造部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には着座のままでなされますよう、よろしくお願いいたします。

【報告事項】

な し

北川政策監補

理事者におきまして、報告すべき事項はございません。

よろしくお願いいたします。

浪越委員長

次に、関西広域連合議会議員の岩丸委員から、関西広域連合議会の活動状況について、報告を受けたいと思います。

【報告事項】

○ 関西広域連合議会について

岩丸委員

それでは、前回の報告に引き続き、関西広域連合議会の活動について、その概要を報告いたします。

9月12日に関西広域連合本部において開催されました産業環境常任委員会についてであります。

まず、広域観光・文化・スポーツ振興について理事者から説明が行われ、これに対し委員からは、関西の美術館や博物館などの入場料を無料とする関西文化の日の取組については、関西文化.c o mやY o u T u b e等の拡充により、移動せずとも文化に触れられる機会を提供できないか、障がい者スポーツの人材の強化・育成に向け、活動の活発な地域を参考に、体制・組織づくりをしていくことも重要ではないかななどの質疑がなされました。

次に、広域環境保全の推進について理事者から説明が行われ、これに対し委員からは、低炭素社会づくりの推進については広域連合としてスケールメリットを生かした実効性の

ある取組をすべきではないか、エコスタイルについて国は来年度から統一的な期間の設定を呼び掛けない方針だが、広域連合としては引き続き積極的に推進してほしいなどの質疑がなされました。

報告は、以上であります。

浪越委員長

関連して、理事者において説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○ 関西広域連合委員会について（資料1）

北川政策監補

関西広域連合委員会に関しまして、前回の総務委員会以降の御報告をさせていただきます。

お手元の資料1を御覧ください。

去る9月22日に第9回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議を兼ねて、第121回関西広域連合委員会が開催されました。

その際に協議がなされました主な事項につきまして御説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等についてでございます。

新型コロナウイルス感染症に対する関西圏域での対応状況や全国知事会での対応状況等につきまして情報共有を行うとともに、府県民や事業者に向けたメッセージとして、イベント開催制限の緩和に伴い、改めて注意喚起を行う関西・イベント時の感染防止宣言及び台風発生時における事前準備と的確な避難行動を求める「コロナ禍でも台風時には避難行動を！」を発出しました。

次に、4 ページを御覧ください。

令和3年度予算編成方針（案）についてでございます。

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた関西の社会経済活動等の元気回復を目指し、感染拡大防止に向けた更なる検討と収束後の広域的な地域活性化対策の検討を行い、必要な措置を積極的に講ずることなどに主眼を置き、新型コロナウイルス感染拡大による構成府県市の厳しい財政状況を十分に留意の上、選択と集中を徹底して令和3年度の予算を編成することを確認し、今後のスケジュールの調整を行いました。

関西広域連合委員会に関する御報告は、以上でございます。

よろしくお願い申し上げます。

浪越委員長

以上で報告は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

山田委員

私のほうからは大きく2点、質問していきたいと思います。

まず、人口減少の問題です。

今日も監察局から、県のv s 東京「とくしま回帰」総合戦略の評価結果の概要が出されました。県政運営評価戦略会議で、「転出入均衡目標に疑問」と、実現には程遠く委員からは目標設定の在り方を課題に上げる声が相次いだと報道されております。

まずこの点について、県の受け止めをまず聞きたいと思います。

山上とくしま回帰推進課長

山田委員から、7月17日、31日、8月7日の3回に分けて開催されました県政運営評価戦略会議におけるv s 東京「とくしま回帰」総合戦略の評価についての御質問かと思えます。

まず、v s 東京「とくしま回帰」総合戦略でございますけれども、昨年度末まで大きく四つの基本目標を掲げておりまして、この基本目標の達成に向けまして具体的な施策ごとに重要業績評価指標である、いわゆるK P Iを設定いたしまして事業を実施したところでございます。

実施した事業の検証、評価につきましては、P D C Aサイクルの一環ということで、外部有識者で構成される県政運営評価戦略会議における第三者評価を頂くこととしておりまして、県といたしましてもこの会議における御意見、御提言についてはしっかりと受け止めて、今後の施策の反映に努めているところでございます。

なお、山田委員が御指摘の記事でございますけれども、先ほど申しました四つの基本目標のうちの一つでございます第1期総合戦略の目標でございました2020年までに転入転出者を均衡させるという目標に対しまして、令和元年度の実績が2,379人の転出超過であったということなどを踏まえまして、先ほど申しました県政運営評価戦略会議でも御議論があったところでございます。転入転出は改善に向かっていないので、転出の超過や歯止め結び付くような、個別の施策を再検証する必要があるとの意見、提言を県政運営評価戦略会議で頂いたところでございます。

この点についての県の受け止めということの御質問かと思えますけれども、2020年までの転入転出均衡につきましては、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間といたします第1期総合戦略の基本目標でございました。

県におきましては、令和元年度に第1期v s 東京「とくしま回帰」総合戦略が終了するというのもございまして、令和元年度におきましては新たな第2期総合戦略の策定に向けて議論をさせていただいたところでございます。

具体的には、例えば人口移動の状況を踏まえまして、実は転入超過は全国で見ますと8都府県にとどまり、東京圏への転入は24年連続の増加であることでありますとか、東京圏を中心とした大都市圏への人口集中が進んでいるのに加えまして、地理的、経済的に結び付きの強い大阪府の転入超過数が本県では全国一の伸び率であったというような本県の転出超過数増加の要因を分析させていただいた上で、県議会での御議論あるいは地方創生“挙県一致”協議会や若者の方々からの御意見などを踏まえまして、特に転出超過改善の鍵と

なります大都市圏の就学就職による流出が進む若者，女性に対する大阪圏へ向けての対策というのを強化させていただいたところでございます。

本県ならではの策を盛り込んだ新たな総合戦略をこの4月から始動しているところでございますけれども，この点に関しましては改めて2030年までに転入転出の均衡の実現を目指すということとさせていただいているところでございます。

もちろん，この2030年転入転出の均衡という目標につきましても，決して達成が容易な目標というふうには考えてはございません。本県では全国より速いスピードで人口減少や高齢化社会が到来しておりまして，本県人口の現状が非常に厳しいものであるという認識でございますけれども，目線を高く持って持続可能な地域社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

時間の関係もありまして，もう少し端的に答えていただきたいのです。

今の山上課長さんの話だったら，県の第2期総合戦略に2030年に転入転出の均衡をさせるために，2024年度に転出超過を1,000人未満にするなどと目標を決めています。この目標は，石田会長さんはじめ，いろいろな厳しい指摘がされているのですけれども，県としてはそのまま踏襲するということですか。

先ほども言われました個別の施策を再検証する必要があると指摘をされています。こういう再検証をどういうふうに進めるのか端的にお答えください。

山上とくしま回帰推進課長

山田委員から，目標についてはどうするのかというのと個別の施策の見直しについての御質問かと思います。

まず目標につきましても，先ほど来，繰り返しになって恐縮でございますけれども，まず評価を頂いたのは第1期総合戦略に関しての目標についてでございます。昨年度，議会あるいは地方創生“挙県一致”協議会，若者の皆様からの御提言も踏まえて，新たにこの4月からスタートする第2期総合戦略の目標を策定したところでございます。

ただ，個別の施策につきましても，先ほど申し上げましたように人口動態の状況などの分析を踏まえて若者や女性の大阪圏への流出に対する効果的，戦略的な対策強化というのを総合戦略の中にもしっかりと打ち出しているところでございます。

山田委員

結局，見直しはしないと。それで再検証についても随時という答弁であったと思うのですが，もう少し危機感を持っていいんじゃないかと思います。

以前，質問したことがあるのですが，四国の他の3県の転出超過と比べて四国で最も悪化したのが徳島という深刻な状況が続いています。まず，その原因をどのように把握されているのかということと，今コロナ禍の中で東京一極集中の弊害が言われて，地方移住の関係も出ております。そのことも含めて現状をどういうふうに変更されて，またこの四国内での最悪の状況をどう認識して，どういう手を打たれようとしているのかということについて伺います。

山上とくしま回帰推進課長

転出超過の状況の中で人口減少が続いている厳しい状況について、原因をどのように捉えているのかというような御質問かと思えます。

この点に関しましては、全国の状況を見てまいりますと、例えば総務省が8月7日に発表いたしました人口動態調査によりますと全国の人口は平成21年度をピークに11年連続で減少、昭和43年の調査開始以来最大の減少数になっているところでございます。

また、14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口は平成6年の調査以降、毎年減少しており、逆に65歳以上の老年人口の割合が毎年増加ということで、日本全体で見ましても人口減少と少子高齢化の進行は止まらないという状況でございます。

さらに、都道府県別の人口増減におきましても、昨年の調査では増加していた埼玉県と千葉県が減少に転じるなど、人口が増加したのは東京、神奈川、沖縄の3都県にとどまっております。全国的にも人口減少が拡大しております。人口比率で見ましても東京、名古屋、大阪の3大都市圏の人口に占める割合、比率が増えておるということで、都市圏への人口集中がなかなか止まらないという状況でございます。

本県におきましては、先ほども申しましたように大阪圏への流出が特に大きいということ踏まえまして、先ほど申し上げましたように若者や女性、大阪圏へのアプローチを強化しているところでございます。

また、コロナ禍においてどのように取り組んでいくのかということであったかと思えます。

この点、以前にも申し上げたかと思えますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、大都市部の感染症によるぜい弱性がはっきりと顕在化しました。アンケート結果などを見ましても20代の36.1パーセントが地方で転職をしたい、あるいは学生の28.3パーセントが大学を辞めたいという結果が出ているところでございます。

本県におきましては、こういった価値観の変容を受けまして、県外の学生に対して本県で学び、働き、暮らすための支援施策を6月補正予算で計上させていただいたところでございます。

また、コロナ禍における地方創生の実現に向けまして9月補正予算においてお示ししております暮らし・インフラ・イベントの官民一体のとくしまリスタート！プログラム36事業の約22億円をキックオフとして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

今の答弁では、転出超過が異常に進んでいる状況、四国でどうして最低なのかについて説明がなかったのです。

これは人口動態の関係になるので統計データ課にも聞いておきたいのですが、この原因をどういうふうに把握されているのかという点、本県が四国で特に最低というような状況、転出超過が異常に進んでいる理由と、併せて国のマイナポイント事業についても後で答弁してください。

マイナポイント促進のための相談窓口を設けているということです。直近の相談件数とその内容を簡単に結構ですから。それから、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス

決済の普及を名目に今月から始まった国のマイナポイント事業なのですけれども、直近のマイナンバーの交付枚数、交付率、ID登録者の推計等々をお答えいただきたいと思います。

綿貫統計データ課長

まず、四国の人口移動の状況について御報告をさせていただきます。

2019年住民基本台帳人口移動報告、要は各県をまたいで人口がどのように移動したかの報告でございますけれども、本県からの転出超過数は3,357人と、前年、前々年から大きく拡大し、転出超過は加速している状況が見て取れております。

特に、香川、愛媛、高知の四国他県の転出超過の対前年増加率も実は増えてはいますが0.1パーセントから6.5パーセントとの微増にとどまったのに対し、本県転出者数は32.6パーセントと非常に厳しい現実が示されているわけでございます。

そこで、今般、2024年度に転出超過数を1,000人未満にするという目標の実現に向けまして、まずは本県人口構造の変化を把握することが統計データ課では必要と考えております。つまり、過去から現在に至る人口学的データの傾向、そのすう勢を元にしまして、将来人口を推計していく手法がEBPMの取組に求められていると考えております。

このような分析を通じまして、転出超過に至る要因をしっかりと把握することにより、実際に転出をしている方々はこういった年代、またこういった考えで転出をしているのか、そしてその転出を抑制するための目標の実現に向け、例えば雇用を創出するための産業の育成が必要なのか、あるいは子育て支援の充実が必要なのか、又は高齢者の介護医療の充実が求められているのか、そういった必要な施策が明らかになると考えています。

現在、EBPMの研究会におきまして、こういった人口動態をテーマにした研究に取り組んでおりまして、早期に研究の成果が取りまとめられるようしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

佐光Society5.0推進課長

山田委員から、国のマイナポイント事業に合わせた徳島県版プレミアムポイント事業に関する相談窓口の件数と内容についてということでの御質問でございます。

徳島県版プレミアムポイント事業については、県民の方からお問合せ等が多数見込まれることから、コールセンターを開設し丁寧に対応することとしております。

コールセンターにつきましては、7月13日から運用を開始しておりまして、平日の午前9時から午後5時まで受付を行っております。

問合せ数につきましては、7月については28件、8月については422件、9月につきましては9月18日までの数字でございますが529件のお問合せを頂いているところでございます。問合せの内容につきましては、プレミアムポイントはどのようにすればもらえるのか、ポイントを付与される時期はいつなのかといったポイントの取得方法に関するお問合せが多数を占めているところでございます。

次に、県内のマイナンバーカードの交付枚数について御質問がございました。

現在、8月31日時点の交付済枚数につきましては12万2,678枚となっております、人口比でいいますと16.5パーセントという状況となっております。

最後に、マイキーIDの設定数についての御質問と思います。

これにつきましては、総務省のほうから数字を頂いておりますが、直近のデータとしましては、9月17日時点で641万690人という状況になっております。

山田委員

議案の反対も言います。もう質問をしませんから。

マイナポイントについてもっと質問したかったですけれども、やはり今、最低限の安全対策ができていないということで不安の声が強まっているということと、マイナンバーカードについては、いろんな問題が次から次へと出ているということで、議案第6号、第7号については、従来主張しているように反対するということを申し上げて質問を終わります。

高井委員

私は1点だけ、国勢調査のことについてお伺いをしておきたいと思います。

今、国勢調査が始まっております。なかなか大変な状況だと思っておりますが、5年に1回の調査ということで、いろいろな基礎データとなるものですから非常に大事な調査であり、全国で一斉にやっているということでもあります。

今までも同じようなやり方で市町村を經由して個別にやってこられたのだらうと思うのですが、ただ今回は新型コロナウイルス感染症や各地域のほうの人材不足もあるのではないかと心配しております。

さらに、この間に腕章の紛失等が大きくニュースで取り上げられて、1件は見つかったということで、特に事件性は今のところ何もないのだらうとは思っているのですが、ますますハードルが高くなっていくのではないかと感じて心配をしております。

そこで、順番に何点かお伺いします。

まず、国勢調査をしている中で委託をされていたり、調査に関わる人数やスケジュール的なもの、概要的なものをまずお伺いしたいと思います。

綿貫統計データ課長

高井委員から、国勢調査についての御質問を頂きました。

まず、現在、本県で国勢調査に携わっている調査員の人数です。

市町村から推薦された4,128人の調査員が総務大臣から任命を受け、非常勤の国家公務員として県内の全世帯、約31万世帯、一人平均にしますと75世帯を受け持ち、9月14日月曜日からは、まずは調査票を配付するため訪問を始めておるところでございます。

また、今回は全国的にコロナ禍での調査となりましたことから、感染拡大防止のために調査票の配付におきましては、従前とは異なり、直接世帯の方とは接することなくインターホンでの説明、またその後、郵便受け等での配付といった非接触での対応をしているところでございます。

さらに、これから始まります調査票の回収におきましては、既に回答ができますけれども、パソコンやスマートフォンからのインターネット回答をお願いしております。また、インターネット環境がない場合につきましては郵送をお願いしておりますところでございます。

す。

全国的にコロナ禍での調査への不安から調査員の数が十分に確保できなかったということもあり、調査票回収の期限を延長したり、不在世帯の再訪問回数を従前は3回と決められておりましたが、これを1回に減らすなど市町村の実情に応じた対応も進められております。

ちなみに、三好市について申し上げますと、現在1万528世帯、2万3,560人を257人の調査員が平均して一人41世帯の調査をしているところでございます。

高井委員

いろいろと配慮の上で対応しておられることだろうと思います。

特に、インターネット上の詐欺など、様々なニュースが毎日のように聞こえる中で、幸い国勢調査に関わるトラブルは今のところないのだろうと思っているのですが、こうやって戸別訪問していくということはすごく大変だと思います。

実は、うちのほうにも来ていただきました。私はインターネットで回答をしました。昔はできなかったことが段々とできるようになってきて便利になってきておりますし、結果として期限までにどれくらいのデータがきちんと集まって返ってくるものですか。お渡しして、聞き取りではなくて任せるということになると、置いておいて後からしようということで返ってこなかったりするケースも出てくるのではないかなど、いろいろな心配をいたします。

是非、時代に応じたやり方にできるだけ対応しながら、調査数がきちんと確定し、正確な調査ができるように頑張ってくださいと思います。

改めて確認ですが、腕章をなくした件も含めて、今のところトラブルなく順調にいているという理解でよろしいですか。

綿貫統計データ課長

現在は調査票の配付をしている期間で9月30日まででございます。

調査活動は円滑に進んでいると申し上げたいところでございますけども、高井委員からお話がありましたように、調査員が腕章を紛失するという事案が徳島市、石井町、9月19日には三好市でも発生し、紛失した腕章がかたり調査に悪用されかねないといった不安を県民の皆様を与えてしまいました。

今後、このようなことがないよう何とかしなければならないと非常に重く受け止めているところであります。

まず、対応としまして、県におきましては調査活動中における腕章、身分証明書、調査票の紛失を防止すべく、活動ごとのチェックリストや、これまでの紛失事例から学んだ紛失防止策を全市町村に示すとともに、当課職員が全市町村を訪問し個別指導を行い、こういった紛失事案がないよう再発防止の徹底に精力的に取り組んでいるところでございます。

また、10月1日からは、インターネット等で回答ができていない、回収ができていない世帯を対象に調査員が貴重な個人情報を書かれた皆様の調査票の回収に回ります。信頼して調査票を託していただけますよう気を引き締めて、県民の皆様からの問合せや市町村か

らの相談、調査員のフォローに日夜取り組んでおりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

高井委員

国勢調査についてはこれで終わりますが、先ほどマイナポイント事業の件が出たので、少しだけ確認しておきたいと思います。

現在、御報告があったとおりの取組をしてくださっていると思いますし、かなり頑張っていて、徳島県版プレミアムポイント事業の事業者数が随分増えていると思います。まずは、前回の委員会から今までの委員会までの間に、徳島県版プレミアムポイント事業に対応してくれる事業者へ声掛けや対応をしていると思うのですが、県内の対応事業者並びに対応状況、事業者数などを教えていただけたらと思います。

佐光Society5.0推進課長

徳島県版プレミアムポイント事業の現在の進捗状況についてのお問合せと思います。

この徳島県版プレミアムポイント事業につきましては、去る6月議会で予算をお認めいただき以降、本事業に御協力いただける決済事業者の公募を行いまして事業実施に向けた調整を行ってきたところでございます。

その結果、現在公表させていただいておりますが、7事業者の決済サービスの参加が決定したところでございまして、順番に申し上げますと決済サービスとしましては、PayPay、楽天ペイ、楽天Edy、WAON、CoGCa、ゆめか、d払い、この七つの決済サービスが県の事業に御参加いただいたところでございまして、9月1日から国のマイナポイント事業とともに県のポイント付与の事業が開始されたところでございます。この点につきましては決まりました以降、県民の皆様に広く知っていただき御利用いただけるように、県のホームページや8月に入ってからではテレビ、ラジオ、新聞各紙での広報活動を集中的に実施してきたところでございます。

高井委員

テレビでも宣伝されるようになって、認知度が上がってきたのではないかと思います。私もWAONで行ったのですが、IDの読み込みなどの手続きが全部一括してでき、事業者もすごく工夫して頑張っていると思います。

ただ、残念なことにキャッシュレス決済上のトラブルがいろんな銀行で起きています。もちろんそれはこちら側のせいではなく銀行側の対応やカードとのひも付けなどの問題ですが、やはり罪を犯す側のほうが賢いといいますか、情報を盗み取る技術にたけているのか、今ニュースで様々なトラブルが言われております。

キャッシュレス決済を推進する中で少し厳しい状況に今あるのかなと思って心配しておりますが、ただ方向性としてはしっかりと取り組んでいかなければならないと思います。マイナンバーカードの取得はこれから段階的に増えていくのではないかというふうに思っております。何といたっても危機のとき、特に新型コロナウイルス感染症もそうですし、災害もそうです。社会的弱者に向けてマイナンバーカードがしっかりしていれば、給付事業などいろいろなことが迅速にできるようになるはずで、世界中の国がそうであるよう

に、やはり根幹のところはしっかりやっていかなければならないのではないかと思います。

もちろん国のほうでの議論が先で、法律改正といったところを見定めてありますが、県のほうの対応としては窓口での取扱いについて丁寧にアドバイスした上で、できるだけマイナンバーカードを早めに取得していただけるように、また宣伝もしていく必要があるだろうと思います。

まだこの件については9月に正式に始まったばかりですし、是非引き続きいろんな形で宣伝をして、セキュリティ上の対策も一緒に考えていっていただけるようお願いを申し上げたいと思います。

佐光 Society 5.0推進課長

マイナンバーカードにつきましては、対面手続においてはこの1枚で身分証明書として、またマイナンバーの証明ができるカードということですし、またカードの中にあるICチップの中に電子証明書が搭載されておりまして、高井委員から御紹介いただきましたように、オンラインでの手続においても確実に安全に本人確認を可能とすることができるカードということで、あらゆるサービスがインターネットでつながるデジタル社会において必須の個人認証基盤であると考えております。また、これからのウイズコロナ、アフターコロナの時代におきましても、感染予防に取り組むスマートライフの実践に不可欠なツールであると認識しております。

また、国においても、このマイナンバーカードにつきましては、デジタル化の鍵とも位置付けられておりまして、今後は多様な使い方が検討されるという方向性が国においても示されておりまして、行政手続や民間におきましてもマイナンバーカードを活用したサービスがどんどん広がっていったらいい、県民の皆様にも利便性を実感していただける機会が増えていくものと考えております。

今後とも、国民の皆様がこうしたマイナンバー制度のメリットを実感して、利便性を享受いただけますように国、市町村ともしっかり連携して取り組んでまいりたいと考えております。

高井委員

エストニアのようにまではいかないと思いますが、マイナンバーカードは保険証と統合されていくことは間違いないので、是非ここは進めていけるようにまた頑張っていってほしいと思います。

キャッシュレス決済の推進に向けて、高齢化社会の中で高齢者の方全員が一步踏み出すには、もっと馬力がある感じはするのですが、少なくとも目的の幾つかである特にマイナンバーカードの取得率を上げていくということに関しては、是非段階を追って取り組んでいっていただけるように、お願いを申し上げて質問を終わります。

長池委員

今の高井委員の関連です。

親戚のおばさんが90歳ぐらいになるのですが元気なのです。しゃんとしているのです

が、一人暮らしでして、台風が来る直前に心配なので家に様子を見に行きました。

そこで、先ほどのマイナポイントのことが話に出てきて、おばさんがマイナポイントとは何かと言うのです。どのように説明していいのかわからなかったの、私は気にせられんと言いました。おばさんのほうから、あんなん別にええんだろという言葉があったので、おばちゃんあんなん気にせんでいけるけんと言いました。

あれは大事やけん取ったほうがええでよと言うのと、気にせんと生きたほうが幸せなのかなという選択肢がありまして、私は気にせられんと言いました。

高井委員もおっしゃったように高齢化社会の中で情報弱者、IT弱者の層が一定おります。今後の社会を見据えた上で、そういう方たちに対する施策も必要になってくるのだろうと思います。

今はまだまだ16パーセントですか。IT弱者や情報弱者でない方もまだカードを取得していないということで、それに向けてポイントを付けることで普及率を高めようということなのでしょうけれども、その一方で、テレビや新聞やラジオで聞いたとき、あれなんだろう、私に関係ないのかなと思っている人たちも実際にいるのです。私は、気にせんでもいけるけん気持ちだけでもちょっとでも楽になってもらおうと思ったのですが、やはりそういうフォローは要ります。

自宅でお一人の方にどういうふうな人が接触するのかと考えて、例えば訪問介護をしている人やケアマネジャーさんなど、直接関わるような人たちにも協力してもらおうとか、そういうことなのかなと思ったりもします。

これは提案というか、実際もうされているかも分からないのですが、そのあたりの施策、方向性について、答えられる範囲でよろしくお願いしたいと思います。

佐光 Society 5.0推進課長

長池委員から、高齢者をはじめとした情報弱者の方々に対して、よりきめ細やかな説明ということについて御提案を頂きました。

先ほど申し上げましたように、いろいろな広報媒体で県民への周知に努めているところでございます。また、例えば先ほど言いましたWAONであればスーパーのサービスカウンターでの説明であったり、国のほうでは携帯事業者に対して窓口でいろんな支援をするなど、様々な場面で県民の方々に丁寧な説明をするといったことはこれまでやっているところでございます。これまで市町村等には協力依頼はやっておりますけれど、御提案いただきましたケアマネジャーの方などに対しての依頼といったところについても検討してまいりたいと考えております。

長池委員

本当にさみしい思いをされている方が多い中で、こんなに得しますと言ってテレビで宣伝したら、分からないから余計に社会から取り残されているような感じがしているみたいです。ケアマネジャーさんが気にしなくていいと言えないとは思いますが、そういったことも含めて県民ですから、県民全体を考えた上で、得するとかこうなるという情報の流し方だけではなくて、マイナンバーカードは一体どういうものかというの、また改めて説明が必要なタイミングになってきているのではないかなと思います。そこも踏ま

えた上で広報に努めていただきたいと思います。これは要望です。

さきの代表質問におきまして、我が会派の仁木議員が質問いたしました。その際、時間の関係上、質問しなかった件があります。それを今日仁木議員に成り代わって質問したいと思います。

当然、登壇する際の質問原稿も作ってありましたので、それをそのまま私のほうから引用させていただきたいと思います。

まず、地方自治法上の再議の県知事裁定審査申立てについてお伺いいたします。

阿南市議会が、阿南市政策監人事の任命に際し、議会の同意を必要とする阿南市特別職指定条例の改正を本年阿南市議会3月定例会において議決しました。

これを受けて阿南市長は政策監の任命においては市長の専権事項であり、市議会の議決に対して違法性が認められるとして、飯泉知事に対して県知事裁定の審査申立てを行い、先日裁定結果が下されたところであります。

この裁定結果を下すまでの審査過程における主な委員の意見と知事がその結果を判断されたポイントについてお示しいただきたいと思います。

また、この政策監人事において議会の同意を得るとする条例が先例事例として岡山県総社市において施行され、現在そういうふうになっておるわけですが、法と条例、先例と今回の判断との整合性はどのように解されて裁定を下されたのか、併せてお示ください。

菊地市町村課長

長池委員から、阿南市長からの審査申立てについて御質問いただきました。

まず、結論に至るまでの詳細な経緯と審査のポイントについてでございます。

本年3月の阿南市議会において特別職である政策監を市長が任命する際に、市議会の同意を必要とする内容の阿南市特別職指定条例の一部を改正する条例案が議員提案され、同25日に可決されました。

これに対し阿南市長は、同議決が議会の権限を超え又は法令に違反していると認められるとして、地方自治法の規定に基づき再議に付しましたが、去る6月2日に再度可決されたため本件議決の取消しを求めて6月5日付けで知事に対し審査申立てがなされたものです。

これを受け、県では地方自治法の規定に基づき、弁護士や学識経験者の方々を自治紛争処理委員に任命し、阿南市長及び阿南市議会の主張を十分精査の上、関係法令等に照らした慎重な審議を行っていただきました。

その内容について御報告いたしますと、政策監の任命は市長の権限に専ら属するものであり、本件議決は条例制定権の範囲を超えるものであるといえること。法令上、就任について議会の同意が必要と定められている職以外の職については、就任について議会の同意が不要であることを前提として法が規定されていると解釈することが妥当であること。市議会が主張する優秀な人材の確保や任命過程の透明性確保の観点からの必要性等については、本件議決の法令上の妥当性を裏付けるものとまでは認められないこと。

これらを総合すると、条例によりその任命に議会の同意を必要とすることは、議会の権限を越えるものと言わざるを得ないことと判断されたところです。

その上で、結論として市長の主張を認容し、裁定により本件議決を取り消すことが妥当であるとの意見書が9月7日付けで自治紛争処理委員から知事に提出されました。

この意見書を尊重し、本件審査の申立てに係る議決を取り消すとの知事による裁定を9月14日付けで行ったところです。

また、岡山県総社市における条例との整合性についてでございますが、阿南市及び総社市の政策監の設置はいずれも条例で定められているものの、法律上の根拠を異にしており、阿南市の政策監は市長を補佐する職として、地方公務員法第3条第3項第4号を根拠としているのに対し、総社市の場合は条例上明記されていないものの、就任について議会の同意を必要とする職として、同項第1号を根拠にしているとのことです。

この同項第1号に基づく職は、地方自治法に基づく副市長や監査委員、警察法に基づく公安委員会の委員など、個別の法律により限定的に定められているものであり、総社市のように、条例により設置した職を同項第1号に基づく職と同等に位置付ける事例は珍しいケースではないかと考えております。

このことから、阿南市の条例と総社市の条例は設置根拠が異なっており、今回の裁定の判断に影響を与えるものではないと認識しております。

長池委員

よく分かりました。以上としたいと思います。

浪越委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

政策創造部関係の付託議案のうち、議案第6号及び議案第7号については、先ほど山田委員から反対の表明がありましたが、ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、議案第6号及び議案第7号については御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号「住民基本台帳法施行条例の一部改正について」及び議案第7号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について」は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第6号及び議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について採決いたします。

お諮りいたします。

政策創造部関係の議案第1号「令和2年度徳島県一般会計補正予算（第5号）」は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第6号、議案第7号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、政策創造部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（14時05分）